○金融庁告示第

号

信用 金 庫 法 (昭和二十六年法律第二百三十八号) 第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の

規定に基づき、 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件

成十八年金融庁告示第三十四号) の一部を次のように改正し、 令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月

日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改め、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

三十 貸金業者 [一~二十九 略] 「一~二十九 略] 第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官が定める	第一条 信用金庫法(以下「法」という。)第五十三条第三項第七第一条 信用金庫法(以下「法」という。)第五十三条第三項第七号に掲定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。「一~四十	空 境 伝 又 第 律 は 七 日 は 世 年 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	改 正 後
[号を加える。] [日を加える。] [日を加える。] [日を加える。] [日を加える。] [日を加える。] [日を加える。] [日を加える。] [日本 日本 日	第一条 信用金庫法(以下「法」という。)第五十三条第三項第七第一条 信用金庫法(以下「法」という。)第五十三条第三項第七	一切の一大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	改 正 前